

# リユース食器を使ってみませんか

逗子市では、お祭りやイベントで使用している使い捨てのお皿やコップの代わりに、リユース食器を利用した場合に、その費用の一部を補助金として交付する「リユース食器利用費補助金交付制度」を始めます。

繰り返し使える「リユース食器」を利用して、環境にやさしいイベントを開催しましょう！

## リユース食器とは？

使い捨てのお皿やコップの代わりに、何度も繰り返し洗って使える食器のことです。

逗子市 リユース食器利用費補助金交付制度の概要	
対 象	市内の自治会・町内会、商店会、民間非営利団体、学校などの団体が主催及び参加し、リユース食器を用いて延べ50食以上の飲料品を提供するイベントが対象です。
補助対象額	リユース食器利用費の2分の1（上限3万円） ※紛失や破損の弁償額は補助の対象外です。
申請時の 注意事項	実施日から起算して14日前までに市に申請してください。 ※申請添付書類として、①事業計画書（写し）、②リユース食器利用費の見積書（写し）が必要です。申請前に必ず見積りをお済ませください。
問い合わせ先	資源循環課 Tel 046-873-1111
ホームページアドレス	<a href="http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/sigen/reuse-syokki.html">http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/sigen/reuse-syokki.html</a>

※ リユース食器の貸出を行っている団体についてもご案内しております。  
お気軽に資源循環課にお問い合わせください。

第1号様式（第6条関係）

逗子市リユース食器利用費補助金交付申請書

年 月 日

逗子市長

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

逗子市リユース食器利用費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

事業名		
開催場所		
開催日時	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで	
補助金交付申請額	円	
	<算出根拠> 対象経費見積額  円 × 1/2 = 円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書の写し <input type="checkbox"/> リユース食器の借りに係る見積書の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )	
連絡先	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	

備考 補助金交付申請額は3万円を限度とし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額